

第一回 參議院財政及び金融委員會會議錄第三十號

付託事件

- 酒類配給公團法案(内閣提出)
- 物價引下運動促進に關する陳情(第九號)
- 製鹽事業保持對策樹立に關する陳情(第十九號)
- 織物の價格改定に關する陳情(第二十八號)
- 少額貯金及び各種團體預金封鎖解除に關する陳情(第五十二號)
- インフレ防止に關する陳情(第七十一號)
- 電氣復活反對に關する請願(第四十三號)
- 會計検査院法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 低物價政策上官營業業料金の値上げ反對に關する陳情(第九十號)
- 連合軍兵舎並びに宿舍建設用木材前受金の第二封鎖解除に關する陳情(第二十一號)
- 賠償稅の新設に關する請願(第一百八號)
- 中古衣類の公定價格を廢止することに關する請願(第三十八號)
- 企業再建整備法並びにこれに伴う諸施策に關する請願(第四十號)
- 中古衣類の公定價格制度を廢止することに關する陳情(第三十二號)
- 會計検査人法制定に關する請願(第二百二號)
- 失業保險特別會計法案(内閣送付)
- 非戰災特別稅に關する陳情(第三十三十一號)
- 政令第七十四號中憲法違反の條項に

關する請願(第二百五十七號)

- 政府職員に對する一時手當の支給に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 自給製鹽制度存續に關する請願(第二百九十一號)
- 戰死者遺族を非戰災者特別稅課稅外とするに關する陳情(第三百八十一號)
- 庶民銀行設立促進に關する陳情(第三百九十一號)
- 通貨發行審議會會議法案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案(内閣送付)
- 物品稅免稅點の引上げ等に關する請願(第三二十八號)
- 今次日立鑛山地區の水害復舊特別融資等に關する陳情(第四百十二號)
- 金屬鑛山事業を經濟力集中排除法案中より除外することに關する陳情(第四百十五號)
- 戰死者遺族を非戰災者特別稅の課稅外とするに關する陳情(第四百十八號)
- 企業整備に關する陳情(第四百十九號)
- 自給製鹽制度存續に關する陳情(第四百二十九號)
- 舊軍用施設並びに敷地の無償交付に關する請願(第三百五十一號)
- 生業資金貸付に關する請願(第三百六十二號)
- 庶民金融機構の確立に關する請願(第三百七十二號)
- 木材業者の水害復舊費に對する融資並びに國庫補助に關する請願(第三百八十號)

天日製鹽實施に關する陳情(第四百六十二號)

- 金融機關再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 經濟力集中排除法案に關する陳情(第四百八十一號)
- 自給製鹽制度存續に關する陳情(第四百九十二號)
- 企業再建整備法の改正に關する陳情(第五百六號)
- 物品稅免稅點の引上げ等に關する陳情(第五百十三號)
- 補助貨幣損傷等取締法案(内閣提出、衆議院送付)
- すき入紙製造取締法案(内閣提出、衆議院送付)
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案(内閣送付)
- 物納せる耕地の公租公課に關する請願(第四百六十八號)

昭和二十二年十一月十四日(金曜日)午前十一時一分開會

- 本日開會に付した事件
- 補助貨幣損傷等取締法案
- すき入紙製造取締法案
- 企業再建整備法等の一部を改正する法律案
- 企業再建整備法の一部を改正する法律案
- 委員長(黒田英雄君) これより委員會を開會いたします。本日は先ず補助貨幣損傷等取締法案及びすき入紙製造

取締法案、この二法案が今まで豫備審査でありましたが、更に衆議院を通過いたしました。これを本日議題にいたしましたので、これを本日議題にいたしました。御審議をお願いいたします。既に政府の提案の理由の説明は先般あつたのでございまして、何かこれについて御質問がございましたらばお願いしたいと思います。

○森下政一君 このすき入紙製造取締法案、この法案自体についてはありませんが、過般新聞で共同印刷ですか、印刷済の紙幣で、番號の入つていないものが盗難に罹つたということを報道しておるのを見ましたが、ああ言つたことはこれまでもあつたことなんでしょうか、相當監督は嚴重にさるべきものだと思つて、あの真相を一度御説明願えませんか。

○政府委員(伊原隆君) 過般共同印刷で盗難事件のありました點は、新聞等の報道に出つた點でありまして、監督につきましては印刷局が紙幣印刷等につきましてはこれを管理工場といひ、又印刷會社といひして、いろいろの工夫を重ねて從來監督をいたしておるのでありますが、ああいう不始末なことがございましたことにつきましては、甚だ申譯ないことと存じております。詳しい内容につきましては、只今私ちよつと御報告するだけの準備を整えておりませんのでございまして、お示しによりましては印刷局長等をあれたしまして、お答え申し上げます。

たいと思つた。○木村禮八郎君 この機會に紙幣の印刷能力、さういふものについてお伺いしたいのです。大分近頃紙幣が出るようになっておりますが、紙幣の印刷能力というものは、今どういふふうになつておりますか。今お答えできないければ別の機會で結構であります。

○政府委員(伊原隆君) 紙幣の印刷能力、それから只今の手持状況等につきましては、ちよつと數字を只今持つておりませんのでございまして、ちよつと速記を止めて頂きたいと思つた。○委員長(黒田英雄君) 速記を止めて……。

〔速記中止〕

○委員長(黒田英雄君) 速記を始め……。

○山田佐一君 結局すき入紙や補助貨幣の鑄造にこれだけをいたしまして、製造中に、前には百圓札の印刷したのをトラックで運搬中に散らかしたということがあり、今度は番號なしのものを窃盜にやられたというふうなことで、或いはこれは社會不安のいたすところと思つて、十分管理者に責任を持つて頂かなければならぬと思つた。それにつきましては、一應今までの願末を御報告を願つて、さうして委員の諸君にもよく了承して頂き自分の責任を感じて貰いたいと思つた。私は森下君の説のように、一遍一應の経過だけの御報告が願いたいと思つた。

○政府委員(伊原隆君) お仰せの次第

非常に御尤ものこととさせていただきますので、詳細に申上げるようにしたいと思います。御意見を御覧願いたいと思ひます。

○委員長(黒田英雄君) 他に御質問はございませんか。

○山田佐一君 補助貨幣の鑄造の罰則でありますが一萬圓以下の罰金、これも今日の通貨の面から見て、或いは輕きに失はせんかと思ひます。

○政府委員(伊原隆君) 罰則の點につきましては、補助貨の方も、すき入紙の方もそうであり、司法省の方、主として責任を持つてくれまして、今あります法令を全部参照いたしました。作り直した次第でありまして、決して輕きに失せず、重きにも失しないように、非常に注意した次第でございます。

それから現在の補助貨の地金の價格と市價との關係でございますが、これにつきましても鑄造してなを造る方が得だといふふうなものは、先般もちよつと申上げましたように、アルミニウムの貨幣が一度問題になりました。

閣下五十圓の辨當箱ができるというふうなことがあるように思ひます。今製造いたしておりますのは、御存じのように、小さくしました黄銅の五十圓だけでございます。これは、閣下公定價格よりも低いというふうな状況でありまして、鑄造する上心配はない。アルミニウムにつきましても、ちよつとそういう

ふうな話があります。併し事件にはなつておりません。

○山田佐一君 元のアルミの十錢のやつは、今は造つておりませんか。

○政府委員(伊原隆君) 造つておりません。

○山田佐一君 どのくらい回收できて、どのくらい出ておりますか。凡そ見當がつきますか。

○政府委員(伊原隆君) 數字を以て申上げれば直ぐ分りますけれども、今出ておる貨幣の現在高を種類別にした表を今日持つて参りませんので、あとでお届けいたします。

○委員長(黒田英雄君) 刷つて、至急皆さんに渡すようにして下さい。他に御質問ございませんか。御質問はないようでありますから、兩案の討論に入りまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。然らば補助貨幣損傷等取締法案、すき入紙製造取締法案、この兩案を一括して討論に入りたいと思ひますが、御意見のおありの方はお述べを願ひたいと思ひます。別に御發言もないようでありますから直ちに採決をいたしたいと存じます。御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) それでは兩案を一括して、全部を議題に供しまして採決をいたします。兩案共、現案通り御異議ない方の御舉手を願ひます。

〔總員舉手〕

○委員長(黒田英雄君) 全會一致と認められます。よつて本法案は全會一致を以て可決せられました。尙本會議におき

ます委員長の口頭報告は、本院規則第百四條によりまして、多數意見の御承認を経なければならんことになつておりますが、これは委員長におきまして、本案の内容、本委員会におきまして、御承認を願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(黒田英雄君) 御異議ないと認めます。尙本院規則第七十二條によりまして委員長の議院に提出する報告書につきましては、多數意見者の署名を願ふことになつておりますので、本案を可とされまはす方は順次御署名を願ひたいと思ひます。御署名を願ひたいと思ひます。

○政府委員(伊原隆君) お手許にございます企業再建整備法等の一部を改正する法律案は、第何條を左のごとく改めるといふふうに書いてございまして、印刷をお分りなくありますので、印刷をいたしましてお手許へ差上げました法律案の要旨についてごとききまして、説明を求めたいと思ひます。

再建整備法の改正の項目別につきまして御説明申上げたのと存じます。これは明瞭な略図を添へ、極く内容だけを申上げて参りますが、一にございましては、これはこの企業再建整備法の轉換使用をいたします場合には許可が要するに相成りましたので、賠償指定施設の轉換使用に關する許可申請書と、それから整備計畫の認可申請書と同一の一通で兩方の許可申請ができるようにするといふ極く簡単な事務簡捷に關する問題であります。従いまして一通の申請書で許可がとれることになりまして、それに伴い簡単な補正をいたしましたのが第一の點でございます。

第二の點は、これも技術的の點でございますが、企業再建整備法に基く整備計畫に對しましては、後で九番のところに参りました申上げますような、第三者を拘束いたしましたために、現行の整備計畫の記載事項を整備いたしましたならばならぬ必要を生じまして、例えば整備計畫の中に入つております事業計畫であるとか、資金計畫であるとかいふふうなものは、これを添付書類の方に落しまして、その他整備計畫の記載事項につきまして、會社の稱號でありますとか、資本金でありますとかいふふうな細かな點を補正をいたしましたという點でございます。これ亦極めて技術的の問題でございます。

次の頁の第三の問題はこれも商法等の改正で、法律技術的のことでございまして、例えば特別經理會社が新勘定の資産の全部又は一部を出資いたしました場合には、出資を受ける方の會社は

新勘定の債務を承継しなければならぬといふことになつて居るのであります。例へば或會社が一億圓の資産を第二會社に譲渡して、それと一緒に三萬圓の借金も第二會社に譲渡したという場合にございましては、七千萬圓というものを商法の規定における現物出資という觀念にいたしましたので、後三萬圓の債務と見合ふ分は無償譲渡であるといふ法律觀念になつておりますので、一億圓だけいろ／＼な資産を移しまして、三千萬圓債務を承継いたしました場合には、七千萬圓を現物出資、後の債務と見合ふ分は無償譲渡であるといふ法律觀念でありますので、それに基く規定を置きましたわけでありまして、これは極めて法律的のことであります。

第四番目と五番目は多少實質的の意味があるのであります。従來第四番目は整備計畫會社が整備計畫をいたします際には、その内容につきまして、利害關係人から反對意見の開陳がありました際には、特別の管理人はその意見を附けて出さなければいけない。それから第五にございましては、從來で申立てることができずには、株主と債権者だけになつておりましたのを利害關係人に改めたという點であります。これはいづれも從業員等が、從來は整備計畫を出します際に反對意見を附けるといふふうなこともできませんでしたが、その點を意見を述べること

ができるようにし、且整備計畫におきまして、これに對する申立も、從業員も利害關係人としてできるというふうないたしましたものであります。

第六番目は、これも極く簡単なこと

でございますが、従来は整備計書の認可に際しまして、異議の申立のあつた事項に關してのみ、且その範圍においてのみ、主務大臣が變更して決定することができたのでありますが、今回は主務大臣が職權を以て變更又は追加認可をすることができるようになり、且そのいふふうな場合には、異議の申立の途を開いておるといふ點であります。

第七番目は、これも非常に「た」してありますが、極めて技術的のごとでございまして、整備計書の提出がなされた場合には、主務大臣は、その會對して期限を指定して、何時までに整備計書を出してくれ、ということは何度でも繰り返して言える。そうしてどうしてもきかない場合には、會對して解散を命ずることができ、それから新舊勘定の合併の申請につきましても、何度でも出してくれ、出さないような場合には、出してくれ、ということを督促いたしましたして、若しどうしても出さない場合には、解散を命ずることができるといふ規定に統一をいたしましたわけであり、そうしてこれも技術的であり、新舊勘定合併の時期も、いろ／＼まち／＼になつておりましたのを整理いたしました、いづれも認可を受けた日、又解散を命ぜられた日に、新舊勘定を合併するといふふうなことにいたしました。

それから第八番目でございますが、これは整備計書におきまして、例えば千萬元に賣れるというふうな豫定を出しておきました資産が、後で千五百萬元に賣れたというふうな場合におきま

しては、五百萬元だけは豫定より高く賣れたわけでありまして、それは現在の規定におきましては、豫定より高く賣りましたような利益金は、假勘定として整理をいたしておきまして、そうして先ずその債權を切られた、詰り例えは銀行からの借金を打切つた、三割打切つたというふうな場合におきましては、その打切られた額に應じまして、假勘定の中の利益を債權者に割り戻すことになつております。割り戻して尙餘りがありますと、それは會社の利益として積立てて置くことになつておつたのでありますが、それを今回は債權者に戻して尙餘りがあれば、減資等によつて損失を受けました株主に對しても割り戻しをするようにしたといふ點でございます。

第九番目は、これは實質の規定でございますが、九番と十番におきまして、例えば十番について申し上げますと、舊債權の條件の變更と、その條件の變更は第三者をも、又債權者をも拘束するということになつたわけであり、例えば一千萬元の七分の利子で借りておつたのを、債務の整理のために三分にするというふうな整備計書を出しますと、債權者はそれが認可になりますと、債權者は拘束されるということになりまして、その規定でございますが、非常に「た」書いてありますけれども、要するに例えは一億圓の或會社が三千萬圓の財産を移しまして、三千萬圓の會社を、第二會社を建てたといふことです。そういうふうな場合には、一時一億圓の會社が、三千萬圓の會社の全株を取得して、その

けであります。一人株主になつておるわけであり、その第二會社の株式をうまく捌かせるために、親會社の方の一億圓の會社が三千萬圓減資いたしました、その減資益で株主に第二會社の株を割當てる。つまり減資をして株主に第二會社の株を割當ててしまつて、第二會社の株式の急速な圓滑な處分の途を開いたといふのが趣旨でございます。これは解散する場合におきましても、殘餘財産を株主で分配する第二會社の株で分配するといふふうなこともできるやうにいたしましたわけであり

第十二番目は、これも實質的の規定

でございますが、御存じのやうに、獨占禁止法の規定によりまして、會社といふものは株式を持たない。持つておるものは賣らなければならないといふことに現在なつております。例えは非常に内容の良い會社の株を或他の會社が持つておつた。その内容の良い會社が今度の經理基準等に基きまして増資をいたします場合には、普通ならば、皆株主に引受權が生じまして、株主がその株を、取得することができ、會社である株主等があります中に、會社である株主等がありますと、それは獨占禁止法の趣旨から言つて、それが取得するのは望ましくないといふことであるので、それじや引受けさせないかといふこと、含みのある會社の株を引受けないといふことは、その株主たる會社に非常に損失を及ぼすことになり、従つて、従つてそういうふうな場合には、新株發行の際のプレミアムの交付を株主たる會社は請求することができ、それから新株を引受ける權利を他に譲渡して、そ

うして含み利益の享受をさせる。こういふのが趣旨でございます。

それから十三は、これは簡單な規定でございますが、要するに工場財團等を設けます場合には、土地、建物以外に對するいろ／＼の機械は一括表示をすることが一年間はできるということにいたしましたのであります。

十四番も簡單なものであります。従来商法によりまして、役員は選任、清算人の選任、解任等はそれぞれ株主總會、その他の手續が要つたのでありますが、整備計書に名前を書けば、それでいいということにいたしましたのであります。

十五番は、これは「つ」と書いてありますのは、第二會社の設立の際に、職員の退職金をどういふふうに取り扱ふかといふことでございます。原則は、この十五の(一)にございまして、整備計書によりまして第二會社を建てます場合には、そこに引繼がれて、大部分の職員が引繼がれて行きます場合に、退職と見ない。従つて退職金は出さないと。つまり親會社から第二會社に移りました場合には退職金は出さないと。併しながら二番目には、従来在職期間は今後退職いたします場合に、従来在職年数に繰入れて通算して考へる。そうしてこの新會社に引繼がれた場合の退職金の財源をどう考へる。そうして、積立金を第二會社に持つて行くといふことにいたしましたわけであり、そしてその第二會社に退職金の目當として持つて行きました積立金等は、退職金の支拂の目的以外には使えない。尙その引

續きます。つまりは、税法上の關係でそれは益金と見ない。こういうことが十五にあるわけであり、この勞務對策と言いますか、第二會社設立の際の職員の退職金の基準につきましては、閣議におきまして昨年も決定いたしました。最近におきましても勞務對策として今のような方法が適當であるといふことを安定本部、それから勞務省等におきまして考へまして決定いたしました内容をこの法律に盛り込みましたわけであり、第十六はこれもつまらない規定でございますが、舊債權の履行としまして、舊債權を社債に振替えますやうな場合におきましては、御承知のやうに商法で社債は拂込資本の額を超えて社債が出せないといふことになつておりますのを、その制限を考へないでよろしいということにいたしました規定でございます。

それから十七番はこれは非常につまらない規定でございますが、百萬圓以下の會社で評價益を出さないやうな會社は、法律上整備計書は出さないで、新舊勘定を合併していいということになつておりますが、そういうやうな會社が減資をいたします場合に、株主總會の決議は要らないということにいたしましたのであります。

十八番は、この整備計書の認可を受けました特別經理株式會社は整備計書の實施状況を定期的に主務大臣に報告をして貰うといふことにいたしました。従来は整備計書完了報告といふものだけしかなく、時々實行状況を報告して頂くことにいたしましたのであります。

十九番は、これはおの／＼の特別經理株式會社には、御承知のやうな特別

管理人というものがこの會社側から二人、債権者側から二人出ておりますわけでありまして、それらの特別管理人は整備計畫の立案に至りますまでは、いろいろの権限は持つておるのであります。但し、實行につきましても、何も権限がございませんでしたのを、舊債権者の利益に關係する事項に關しましては、必要な物件を検査いたしましたり、報告を取ることができるよういたしましたわけでありまして、そうして、特別管理人の整備計畫實行の際における権限の強化をいたしましたわけでありまして。

二十番は、これは私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關するいわゆる獨占禁止法の規定におきまして、公正取引委員會の認可を受ける事項がございまして、それらにつきましても、この委員會の意見を求めなければならぬ。それはまあ當然のことでございますが、そういうような規定を置いたわけでございます。これが企業再建整備法の改正でございます。

第二に會社經理應急措置法の改正といふのがございます。これは又澤山書いてございますが、要するに擔保権の效力に關する問題でございます。非常に重要でございます。要するに特別經理會社におきまして、新舊勘定を分けまして、従来の資産を生産に必要なものは新勘定に移しまして、生産に必要なものを舊勘定に残して、特別經理會社というものの整理をいたすのであります。生産に必要な設備等を新勘定に移しまして、新勘定に移した場合には、擔保がなくなるといふことになって、現在在

あるわけでありまして、そうして整備計畫によりまして、その整備がしつかりつきまして、もう一度新舊勘定を合併いたしますと、擔保権が復活するといふことになっております。但し、二つの場合においては、一遍決めた擔保権は復活をしない。その一つは新勘定に移つてから又新しい擔保が設定せられた場合、もう一つは新勘定に移つた後に、第二會社等とその設備等を渡してしまつたような場合においては、擔保が復活しない。併しながらその復活しない代りに、擔保権者の債権額に相當する金額を供託しなければならぬといふことに現行法が相成つておるのであります。それを多少修正いたしまして申しますのは、債権者の債権額に相當するだけの金額を供託しなければならぬといふ規定は實際上動きませんので、この規定を廢めることに關連いたしまして、できるだけ擔保権は、一應消えた擔保権も復活をする。例えば新勘定に移した後に新しい擔保権を設定されまして、新舊勘定が合併したときには、元の擔保権を復活する。併しその復活の順位は新舊勘定併合のときに復活したものといたしまして、つまり第二順位になつて復活をする。こういうことになつたわけでありまして、それから供託の規定を取りましたので、その代り先取特權、他のものに先きだつて權利を行使し得る先取特權を作ることにいたしました。保護をいたさう、こういうことでもあります。非常に技術的分りにくいと思ひますが、要するに新勘定に設備を移しますと、今まで附いていた擔保がなくなる。新舊勘定を合併いたしますと復活いたしますが、復活しない場合は二つ程あります。

たのを、新勘定に移しまして後に擔保が設定されても復活をするけれども、第二順位となつて復活するといふのが大體の考え方でございます。それから第三の有價證券の處分の調整等に關する法律の改正でございます。これは御存じの通り、昨年の暮に御制定を願ひました法律でありまして、現在財閥關係の關係で持株會社整理委員會が持つておる株式とか、或いは財産税で入つて参りました株式、閉鎖機關の處理のために整備をいたした株式等が非常に多額に止りますので、それらの株式を順序なく滅茶々に處理いたしますと、混亂が参りますので、それらの株式、有價證券の處分を調整いたしますためにできました法律でありまして、この法律の施行には、證券處理調整協會といふものができまして、現在當つておるわけでありまして、その規定を二つ改正いたしました。その第一は先程申し上げましたように、獨占禁止法との關係で株主になることができないものに對して、増資新株の引受權を他に譲渡して含み益を享受せよといふことをちよつと申しましたが、その譲渡を證券處理調整協會、これは證券の處理についての専門的機關でありますので、それに頼むことができるという規定を一つ作りましたのであります。第二は證券處理調整協會では、只今申しましたように株の民主的な配分をいたしておるのであります。その處理に必要な場合には、その株を發行しておる會社の經理業務の内容等を審査することができるといふことを法律的に規定をいたしたわけでございます。

これを、企業再建整備法等の一部を

改正する法律案の要旨は只今申し上げたような點であります。もう一點は、企業再建整備法の一部を改正する法律案は、石炭國管法との關係で認可、許可の規定を調整いたしましたというだけの法令でございます。甚だ技術的なこと、御説明も不十分かと思ひますが、これで一應説明を終ります。

○委員長(黒田英雄君) 本日はもう十二時でありますからして、次回に御質問をお願ひしたいと思います。明日は午前十時から開會いたします。今日はこれにて散會いたします。午後零時一分散會
出席者は左の通り。

委員
波多野 鼎君
伊藤 保平君
黒田 英雄君
木村禧八郎君
下條 恭兵君
森下 政一君
西川甚五郎君
山田 佐一君
木内 四郎君
尾形六郎兵衛君
深川タメエ君
星 一君
赤澤 與仁君
小林米三郎君
小宮山常吉君
西郷吉之助君
高橋龍太郎君
川上 嘉君
政府委員
大藏事務官
(理財局長)
伊原 隆君